

京都府立大学スポーツ施設整備の基本的な考え方

本事業では、耐震未達のため使用停止している第1体育館兼講堂の建替えと併せて、同一法人である京都府立医科大学との教養教育共同化を効率化するため、現在府立医科大学の3キャンパスに散在するスポーツ施設機能を下鴨キャンパスの1エリアに集約する基本計画を策定する。

I 設備整備の方針

1 安心・安全かつ多機能な施設

(1) セキュリティの確保

本学下鴨キャンパスが位置する北山エリアは、施設の枠を超えて人が自由に往来できる空間、日常的に人が集い交流できる空間づくりが意図されており、本スポーツ施設整備においても、近隣施設や周辺地域と繋がりをもった空間とすることが求められる。

一方で、大学施設として学生の教育環境や教員の研究環境を保証するとともに、全ての利用者にとって安全でセキュリティに配慮した施設とする必要がある。

したがって、整備にあたっては、学内利用に加え一般利用にも供するエリアのゾーニングを明確にし、学外から直接出入りできる動線を整備するとともに、防犯カメラや入退室管理システム等セキュリティ設備の導入及び管理運営体制についても、民間活用を含め提案を求める。

(2) ユニバーサルデザインの導入

整備に当たっては、「京都府福祉のまちづくり条例」並びに「京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例」及び「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」に基づき、学生・教職員はもとより、全ての利用者に安心・安全でユニバーサルデザインに基づく空間を提供する。

(3) 災害に強い施設

本学グラウンドは地域の広域避難場所にも指定されている。収容拠点としては新体育館が主体となることが想定される。災害時にも即時に対応できるよう、耐震安全性等の検討、備蓄庫の整備など様々な非常時に対応できるよう計画する必要がある。

本キャンパスは、京都市のハザードマップでは、花折断層地震に係る地震マップにおいて最大震度7が予想されている。

また、賀茂川に係る水害マップでは0.5m～3m未満の区域に入っており、これらを想定した整備を検討しておく必要がある。

(4) 多機能な施設

限られた空間に2大学のスポーツ施設機能を集約し、かつ一般利用にも供しながら、防災機能も持たせることから、省スペースかつ多機能な施設整備となるよう提案を求める。



京都市ハザードマップ

2 先進的な取組・景観への配慮

(1) 温暖化に対応した施設

京都は、1997 年に温室効果ガス削減を打ち出した初めての国際的な合意である「京都議定書」を採択した地でもあることから、整備にあたっては、「京都府地球温暖化対策条例」並びに「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」及び「京都市地球温暖化対策条例」に基づき、省エネ・創エネをはじめ新技術の導入や自然エネルギーの活用を図り、ZEB 化・カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、温室効果ガスや廃棄物の排出を可能な限り抑制できる施設を検討する。

(2) 木材の利用促進

森林関係学科を持つ大学として、環境に対する配慮は最大限行う必要がある。「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が令和 3 年に、「京都府府内産木材の利用等の促進に関する条例」が令和 4 年に施行され、より一層木材の積極的活用が求められていることから、高い評価を受けている先進事例等を参考に、森林資源を積極的に活用できる計画を検討する。

(3) 景観の維持

本キャンパスの景観維持の観点から、緑豊かな景観となる提案を求める。

なお、大学会館前三叉路の「ヒマラヤスギ」、本館南西側三叉路の「ヌマスギ」、学生会館東側の「エノキ」の 3 本は、大学創設時期からある樹木として優先的に保存することとする。

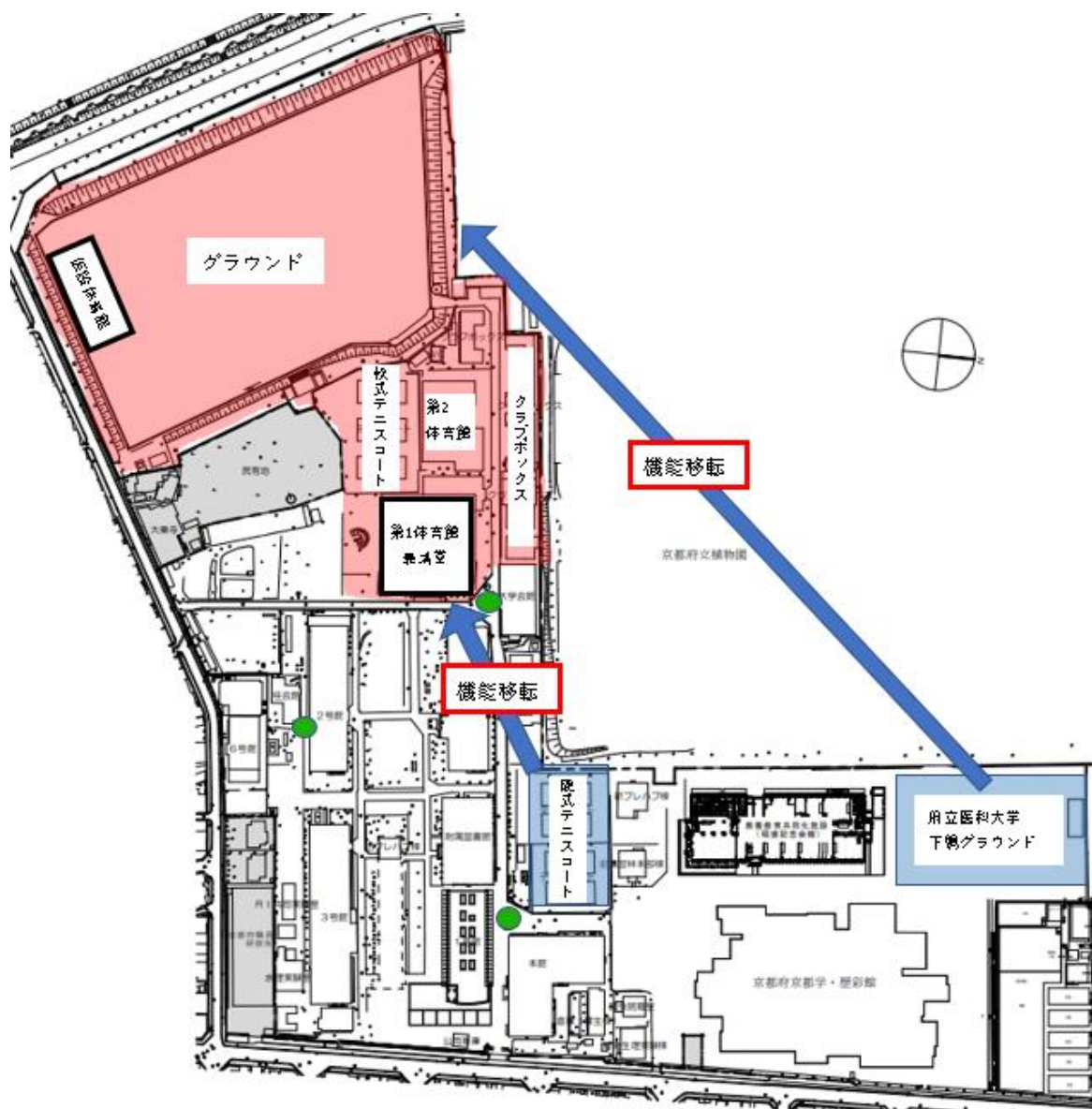
II 整備対象施設・コンセプト

体育館兼講堂、グラウンド、テニスコート、弓道場、クラブボックス（部室棟）、その他附帯設備（更衣室、シャワー室、トイレ、器具庫、ミーティングルーム、観覧設備、インターネット環境等）を整備対象とする。連続したエリアにおける整備であることから、各施設の配置及び一体的な活用について提案を求める。限られた空間を最大限活用し今日的で快適な施設とするため、附帯設備の内容及び規模について提案を求める。

各施設は本学及び府立医科大学の教育・研究活動及び課外活動での使用を大前提としつつ、府民の健康福祉や地域活性化等にも資することを目指し、府民の一般利用にも供する。

また、「学生のまち京都」の公立大学として、一般利用にも供するエリアについては、2 大学に限らず、広く学生がスポーツ・文化芸術等幅広い活動を屋内外で発表・配信し、地域・社会と交流する場としても活用したく、整備内容について提案を求める。

併せて、周辺は閑静な住宅地であることから、音・光等の影響を抑える整備についても提案を求める。



京都府立大学下鴨キャンパス構内図

- ※1 : 整備対象エリア
- ※2 : 硬式テニスコート、府立医科大学下鴨グラウンドはエリア集約のためその機能を移転整備する。
- ※3 : 優先的に保存する樹木
- ※4 第1体育館兼講堂は耐震未達のため建て替える。第2体育館は既存施設の活用を基本とする。
- ※5 仮設体育館は第1体育館を使用停止したため代替措置として整備したもの。新体育館整備後解体除去する。
- ※6 ※2の他、京都府立医科大学河原町体育館及び花園体育館、花園グラウンド、テニスコート、弓道場等についてもその機能を移転整備する。

1 体育館兼講堂

本学及び府立医科大学の教育・研究活動及び課外活動並びに一般利用に供する。災害時には避難者の収容拠点としても活用する。空調は必須とする。

アリーナの規模はバスケットボールコート2面を基本に、本事業において検討する（検討により規模変更の可能性あり）。スポーツ種目では、バスケットボール・バレーボール・バドミントン・フットサル・ダンス等での利用が見込まれる。

入卒式等で利用する講堂機能も整備したく、ステージ・移動観覧席等の整備についても提案を求める。

2 グラウンド

本学及び府立医科大学の教育・研究活動及び課外活動並びに一般利用に供する。京都府立植物園と併せて広域避難場所に指定されている。

スポーツ種目では、野球・サッカー・アメリカンフットボール・タッチフット等での利用が見込まれる。

また、屋外において学生がスポーツ・文化芸術等幅広い活動を発表・配信し、地域・社会と交流する場としても活用したく、ステージ・観覧設備等の整備についても提案を求める。

3 テニスコート

本学及び府立医科大学の教育・研究活動及び課外活動並びに一般利用に供する。

規模は5面を基本に、本事業において検討を進める。

4 弓道場

本学及び府立医科大学の課外活動で利用する。規模は6レーンを基本に、本事業において検討を進める。

5 クラブボックス（部室棟）

本学及び府立医科大学のクラブ・サークルが利用する。規模は87室（1室あたり20㎡程度）を基本に、本事業において検討を進める。

空調は必須とし、セキュリティ設備やインターネット環境についても整備を検討する。

併せて、単なる部室棟に留まらず、学生にとって居心地の良いコミュニティスペースとして整備したく、配置や機能について提案を求める。

なお、クラブ・サークル数や所属人数については変動が見込まれることから、部屋の数・規模については可変性がある構造が望ましい。

【参考】整備対象施設の現況面積等

- ・第1体育館兼講堂：延床面積 2,226 ㎡
アリーナ：39.6m×32.4m(1,283 ㎡)、天井高 13.3m（最頂部）
その他：ステージ、更衣室、シャワー室、トイレ、倉庫、講師控室 他
- ・仮設体育館：675.21 ㎡
- ・医大河原町体育館：延床面積 1,173 ㎡
アリーナ：37.0m×21.0m(777 ㎡)
- ・医大花園体育館：延床面積 1,285 ㎡
アリーナ：32.4m×25.0m(810 ㎡)
その他：剣道場・武道場 11.8m×25.0m(295 ㎡) 他
- ・グラウンド（仮設体育館含む）：29,687.08 ㎡

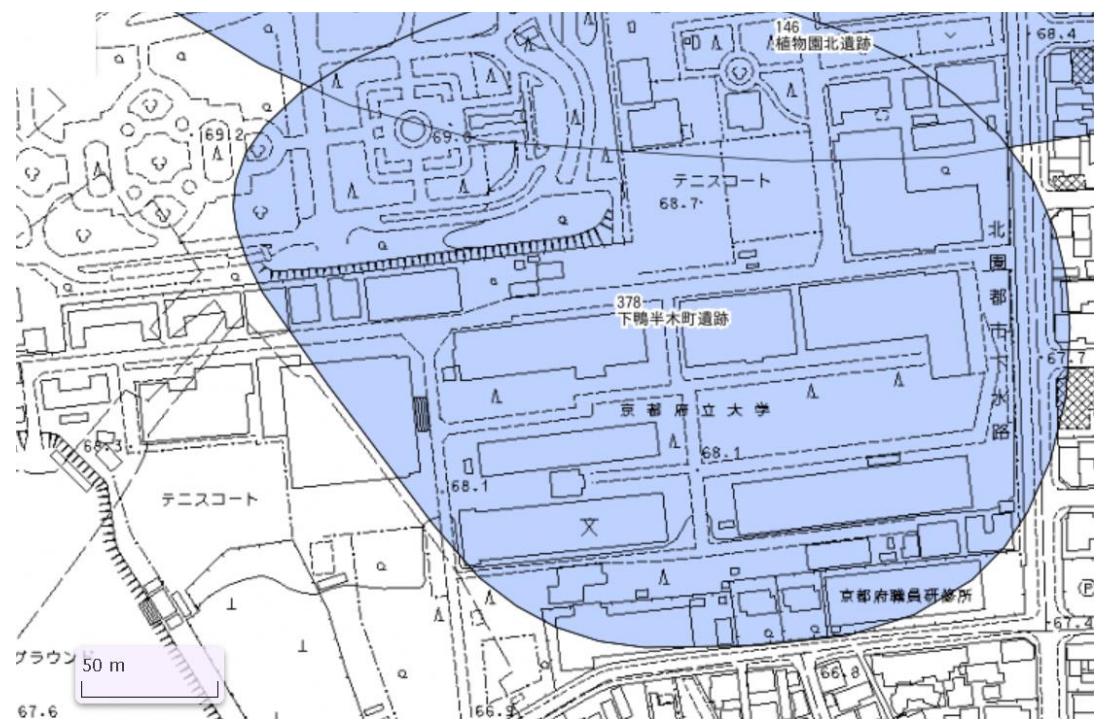
- ・医大下鴨グラウンド：約 4,200 m²
- ・医大花園グラウンド：約 4,000 m²
- ・軟式テニスコート：3 面（約 2,500 m²）
- ・硬式テニスコート：4 面（約 2,800 m²）
- ・医大テニスコート：1 面（約 700 m²）
- ・医大弓道場：6 レーン（約 370 m²）
- ・クラブボックス：58 室（延床面積約 1,100 m²）
- ・医大クラブボックス：29 室（延床面積約 670 m²）

Ⅲ 法的規制

現在の法令等による主な規制は、次のとおりとなっている。

- 用 途 地 域： 第二種中高層住居専用地域
- 建 坪 率： 60%
- 容 積 率： 200%
- 高 度 地 区： 第一種高度地区（高さ 20 m 以下）
- 日 影 規 制： 4h/2.5h
- 防 火 地 域： 法 22 条地域
- 景 観 保 全： 山並背景型建造物修景地区
 山並み背景型修景地区：屋根材、壁などに係る規制あり
 〔なお、グラウンド部分は風致地区第 4 種
 風致地区 4 種：高さ 12 m 以下、建坪率 40% 以下等〕
- 眺 望 景 観： 遠景デザイン保全区域
 （5 号館付近から西側は近景デザイン保全区域でもある）
- 埋蔵文化財： 体育館付近から東側は「下鴨半木町遺跡」
 （本館及びテニスコートの一部等は「植物園北遺跡」でもある）

■埋蔵文化財包蔵地



その他、関係法令、条例等に基づく協議、届出が必要になる。

Ⅳ 整備スケジュール

整備スケジュールについては、埋蔵文化財調査や土壌汚染調査など、工事の前提となる各種調査が必要なことから、発注のタイミングや設計の分割など全体の工期を少しでも短縮する工夫を求める。

現時点で想定しているスケジュールは下表のとおりである。

府立大学スポーツ施設整備スケジュール

R7(2025)年度													R8(2026)年度	R9(2027)年度	R10(2028)年度	R11(2029)年度	R12(2030)年度	R13(2031)年度	R14(2032)年度							
スポーツ施設整備検討 基本計画策定（施設機能・規模・総事業費の整理）													施設機能・仕様の確定													
													公募条件・整備手法の確定				／	公募・事業者選定		／	設計・施工～		※設計施工一括発注			
													第1体育館解体・埋蔵文化財調査													